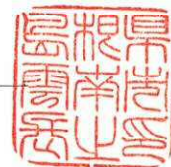


## 告示第15号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月8日

雲南市長 速水雄



### 記

#### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

雲南市全域

#### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月16日

#### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

##### ○ 経営体数

法人	46経営体
個人	36経営体
集落営農（任意組織）	63組織

#### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

#### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手、受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。

#### 6. 地域農業の将来のあり方

担い手の育成確保に努めながら農地の集積を図り、生産品目の明確化や複合化、また6次産業化、高付加価値化を進める。